

登 録 規 程

(総則)

1、 この規程は、本会規約第8条に定める登録について必要な事項を定める。

(登録の申請)

2、 日本卓球協会に登録するひとは本会と支部協会に登録するものとし、日本卓球協会と本会の登録は日本卓球協会の登録システムにより一括して行うものとする。

(登録費)

3、 本会の登録費は次の通りとする。

① 第1種一般	1 5 0 0 円
② 第2種日学連	9 0 0 円
③ 第3種高体連	6 0 0 円
④ 第4種中学生	3 0 0 円
⑤ 第5種小学生	3 0 0 円
⑥ 第6種教職員	1 5 0 0 円
⑦ 第7種日本リーグ	1 5 0 0 円
⑧ 第8種役員(一般)	1 5 0 0 円
⑨ 第8種役員(教職員)	1 5 0 0 円
⑩ 選手兼役員	1 5 0 0 円

3-2、日本卓球協会の登録費は日本卓球協会が定めた通りとする。

3-3、支部協会の登録費は支部協会が定めた通りとする。

付則

1.本規定は、平成31年2月18日制定

2.本規定は、平成31年4月1日から施行